

## 令和5年度第2回さいたま市公募対象公園施設設置等予定者選定委員会 議事要旨

- 1 日 時 令和5年8月25日（金）午前10時00分から午前11時30分まで
- 2 会 場 ときわ会館5階 小ホール
- 3 出 席 者 委員5名委員5名（涌井雅之（委員長）、町田誠、関根ゆり、門馬行財政改革推進部長（都市戦略本部長代理）、西岡都市局理事（都市局長代理）  
オブザーバー3名（黒田典子、本多都市計画部長、麻生みどり公園推進部長）  
※敬称略  
事務局（都市公園課）5名（課長、担当4名（うち1名司会））  
(都市総務課) 3名（課長、担当2名）
- 4 議 題 （仮称）岩槻南部新和西地区近隣公園の都市公園法第5条の2に基づく公募設置等指針（案）等について
- 5 公 開 等 非公開（さいたま市公募対象公園施設設置等予定者選定委員会条例第7条第3項の規定による）
- 6 傍 聴 者 －
- 7 審議内容 （仮称）岩槻南部新和西地区近隣公園整備・運営管理事業公募設置等指針（案）の確認
- 8 問合せ先 さいたま市都市局都市計画部都市公園課  
TEL 048-829-1420  
FAX 048-829-1979
- 9 議事要旨
- 会議録へ署名する委員の指名  
第2回の会議録の署名は、涌井委員長が関根委員と西岡委員を指名した。
- 議題 （仮称）岩槻南部新和西地区近隣公園の都市公園法第5条の2に基づく公募設置等指針（案）等について

### <説明>

事務局より、（仮称）岩槻南部新和西地区近隣公園の都市公園法第5条の2に基づく公募設置等指針（案）等について説明。

### <質疑等>

- Q さいたま市では、これまでPark-PFI制度を利用し複数箇所の公募を行っているが、先行する埼玉県立総合教育センター跡地公園では、今回の岩槻南部新和西地区近隣公園同様、更地からの公募であり、基本的な整備イメージを提供したうえで公募する形となっていた。一方で今回は市からは整備イメージは提供しないやり方となっているが、この考え方の違いはどのようなものか。

- A 埼玉県立総合教育センター跡地公園では Park-PFI 制度の活用の検討以前から、市が整備する前提で地域の声を反映し防災を重視した基本計画を作成していた。一方で公募の際の専門家の方々にも意見を伺い、民間事業者から自由な提案を募るべきというご意見を頂いたことから、基本計画の図はあくまで参考で、民間事業者が自由に提案することが可能という条件で公募を行った。今回はそれを踏まえ基本計画図は作成せず、白紙の状態からの公募として、民間事業者の自由な提案を受け入れる体制とした。
- Q 今回の岩槻南部新和西地区近隣公園では公園の立地するまちづくりの方向性と合致するかという点がより重要なポイントになるのではないか。
- A 周辺では市と UR がそれぞれまちづくりを行っており、それらのコンセプトに即した提案を求めるべく、参考資料に美園ウイングシティのまちづくりのコンセプトが分かれる資料を参考資料に追加する。
- Q さいたま市では連続して公募を行っているが、応じる事業者が連続する場合、事業の継続性、投資回収の健全性について、双方の事業に影響し合う可能性も出てくるのではないか。今後、公共施設としての永続性をきちんと担保するために事業としての収支が成立しているかということを、委員会も含めてフォローアップする体制を整えていくことが必要である。
- A 今後の検討事項とする。

#### ＜結果＞

本委員会においては修正意見等でなかったため、市長の答申を得たうえで、原案のまま、公募設置等指針を公表することが了承された。

以上